

市外に滞在している方の不在者投票について

秦野市で投票できる人で、仕事等の都合により、投票日に他の市区町村に滞在中の方は、秦野市選挙管理委員会から投票用紙等を受け取った後、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。

1 まず、請求

「請求書（兼宣誓書）」を、秦野市選挙管理委員会（〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所本庁舎3階）に、郵送又は持参して提出します。（ファクシミリ、電子メールは不可）

2 手元に届いたら

秦野市選挙管理委員会から滞在先の住所へ、公示または告示日以降に郵便で投票用紙等をお送りします。受け取った封筒を、滞在先の最寄りの市区町村の選挙管理委員会（受付場所や時間等は、その市区町村の選挙管理委員会に確認してください。）へ持参し、そこで係員の指示に従って記載・投票することになります。

【重要】

- 1 受け取った封筒に入っている「不在者証明書在中」の封筒は、開封しないでください。開封すると無効となり、投票ができなくなります。
- 2 投票用紙には、何も書かずに、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へ行ってください。（係員の指示に従って記載・投票します。）
- 3 投票ができるのは、期日前投票期間（公示または告示日の翌日から選挙期日前日まで）です。受付場所や時間等は、投票に行く市区町村の選挙管理委員会に必ず確認してください。

なお、投票した投票用紙は、投票した最寄りの市区町村の選挙管理委員会から、秦野市選挙管理委員会に郵送されます。投票期日までに到着しない場合は、投票となりませんので、おおむね選挙期日の3日前までを目安に投票してください。

☆ 遠方から、仕事等の都合により秦野市に滞在中の人は、住所地の選挙管理委員会（選挙人名簿に登録されている市区町村）に請求すれば、上記の事例と同様、滞在地（秦野市選挙管理委員会）において、投票することができます。

「1 まず、請求」は、あなたが名簿登録されている、住所地の市区町村の選挙管理委員会に問い合わせ、請求してください。そのうえで、「2 手元に届いたら」秦野市選挙管理委員会で投票することができます。